福祉こども総室 <上北地方福祉事務所>

1 生活保護

(1) 被保護世帯

管内の月平均被保護世帯数は、平成21年度~平成22年度にかけて増加傾向が顕著であったが、平成22年度以降は増加傾向が緩やかになった。平成27年度は微減となったが、平成28年度~平成29年度にかけては微増、平成29年度以降は、おおむね微減傾向である。

令和3年度~令和4年度の町村別の被保護世帯数は、横浜町が増加し、他の町村は減少している。

① 年度別月平均被保護世帯数(単位:世帯数)

*指数は、平成30年度を100とした場合の数値である。

区分 年度	世帯数	指数	対前年度比
平成30年度	1,106	100.0	
令和 元年度	1,116	100.9	100.9
令和 2年度	1,096	99.1	98.2
令和 3年度	1,086	98.2	99.1
令和 4年度	1,076	97.3	99.1

② 町村別被保護世帯数(令和4年度 単位:世帯数)

区分町村名	世帯数	対前年度比
野辺地町	225	97.8
七戸町	200	99.5
六戸町	90	98.9
横浜町	99	103.1
東北町	331	99.4
六ヶ所村	131	97.0
計	1,076	99.1

ア 令和4年度の被保護世帯数を「世帯類型別」にみると、高齢者世帯の構成比は平成30年度の65.8%から70.3%と4.5ポイントの増加、その他世帯は平成30年度の10.3%から7.5%と2.8ポイント減少している。

また、母子世帯は平成30年度の2.1%から1.5%と0.6ポイントの減少、傷病・障害世帯は平成30年度の21.8%から20.7%と1.1ポイント減少している。

世帯類型別年度別月平均被保護世帯数(単位:世帯数)

			高齢			傷	病・障	害		その他	
年度	区分	単 2 人 合 引 上		母子	単身	2人以上	型口	争	2人以上	合計	
平	成30年度	644	84	728	23	183	58	241	59	55	114
令	和 元年度	663	87	750	21	188	56	244	47	54	101
令	和 2年度	666	83	749	21	176	57	233	42	51	93
令	命和 3年度	666	87	753	16	176	5 3	229	42	46	88
令	和 4年度	670	86	756	16	178	44	222	41	40	81
	野辺地町	141	14	155	3	36	10	46	14	7	21
	七戸町	118	17	135	4	36	10	46	6	10	16
内	六戸町	63	7	70	2	10	2	12	3	3	6
訳	横浜町	60	6	66	2	17	5	22	3	7	10
	東北町	220	25	245	4	49	13	62	10	10	20
	六ヶ所村	68	18	86	1	30	5	35	5	3	8

イ 令和4年度の被保護世帯数を「労働力類型別」にみると、働いている者がいる世帯は5.8%で、平成30年度の6.5%に比べ減少している。

① 労働力類型別年度別月平均被保護世帯数(単位:世帯数)

	区分	働いている者がいる世帯											
			世帯	主が働いて	いる		世帯員働	無稼働					
年度		常用	日雇	内 職	その他	計	巴 伊貝側						
平	成30年度	50	0	4	18	72	33	1,000					
令	和 元年度	53	0	4	16	73	33	1,010					
令	和 2年度	50	2	3	14	69	29	998					
令	和 3年度	40	2	4	14	60	27	999					
令	和 4年度	44	2	4	12	62	25	989					
	野辺地町	14	0	1	4	19	6	199					
	七戸町	8	1	1		12	6	181					
内	六戸町	9	0	2	3	14	1	75					
訳	横浜町	3	0	0	0	3	1	95					
	東北町	9	0	0	2	11	7	312					
	六ヶ所村	1	0	0	0	1	3	126					

(2) 被保護人員

月平均の被保護人員数は、平成24年度~平成25年度は増加傾向にあったが、平成26年度からは微減となり、平成27年度~平成29年度は横ばい、平成30年度以降は減少傾向が続いている。

令和3年度~令和4年度は全ての町村で減少している。

① 年度別月平均被保護人員(単位:人)

年度	人員数	対前年度比
平成30年度	1,407	_
令和 元年度	1,401	99.6
令和 2年度	1,366	97.5
令和 3年度	1,342	98.2
令和 4年度	1,305	97.2

② 町村別月平均被保護人員(令和4年度 単位:人)

区分 町村名	人員数	対前年度比
野辺地町	266	96.7
七戸町	252	96.9
六戸町	105	99.1
横浜町	125	98.4
東北町	394	97.5
六ヶ所村	163	95.3
計	1,305	97.2

(3) 保護率

管内の月平均の保護率は、平成21年度から平成22年度までは増加傾向が顕著であったが、平成22年度~平成23年度は減少に転じ、平成23年度以降は微増傾向となっていたが、平成29年度以降は減少傾向である。

令和3年度~令和4年度を町村別に見ると、六戸町及び横浜町が増加し、他の町村は減少している。

① 町村別保護率(単位:‰ 人口千人対)

年度町村名	30	1	2	3	4
野辺地町	22.9	23.0	23.0	22.4	22.3
七戸町	17.6	18.3	17.8	18.1	17.8
六戸町	11.6	11.1	10.9	10.1	10.2
横浜町	30.8	30.7	31.7	30.3	30.4
東北町	24.9	25.2	24.5	24.8	24.6
六ヶ所村	15.5	15.7	16.3	16.5	16.0
管内	20.0	20.1	19.9	19.8	19.6
県	23.4	23.4	23.4	23.1	23.0
国	16.6	16.6	16.3	16.2	16.2

(4) 保護の申請・開始・廃止の状況

平成30年度以降の保護の申請件数は120~170件台、保護の開始件数は90~120件台で推移している。令和元年度を境に、増加傾向から減少傾向に転じていたが、令和4年度は増加した。

① 年度別生活保護申請、決定状況及び廃止状況(単位:件)

年度 区分	申請件数	開始件数	却下件数	取下件数	廃止件数
平成30年度	161	111	36	12	120
令和 元年度	170	128	33	11	127
令和 2年度	162	126	32	4	149
令和 3年度	151	105	39	10	115
令和 4年度	175	121	47	5	138

(5) 保護費の状況

令和4年度における保護費の支出総額は、約19億5,000万円であり令和3年度の約20億1,000万円に比べ約3.0%減少している。

区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	生業扶助	葬祭扶助	就労自立 給付金	進学準備 給付金	施設事務費	計
野辺地町	114,344,612	42,751,635	589,640	37,210	2,557,976	560,676	513,708	149,048	0	12,423,622	173,928,127
七戸町	105,286,254	31,333,045	492,201	14,960	3,366,478	429,330	1,154,928	0	0	7,150,370	149,227,566
六戸町	45,294,146	15,441,739	94,595	86,000	1,025,652	158,311	0	46,288	0	10,894,612	73,041,343
横浜町	50,912,269	14,954,384	60,000	10,340	1,043,127	391,729	989,676	0	0	16,529,262	84,890,787
東北町	188,256,027	68,041,275	704,603	77,500	4,783,927	1,158,561	1,044,191	84,371	0	10,071,662	274,222,117
六ヶ所村	80,416,357	13,376,503	442,104	0	1,738,584	407,567	1,701,495	0	0	8,611,639	106,694,249
小 計	584,509,665	185,898,581	2,383,143	226,010	14,515,744	3,106,174	5,403,998	279,707	0	65,681,167	862,004,189
支払基金 支払分	0	0	0	0	981,872,208	0	0	0	0	0	981,872,208
国保連 支払分	0	0	0	108,021,463	0	0	0	0	0	0	108,021,463
合 計	584,509,665	185,898,581	2,383,143	108,247,473	96,387,952	3,106,174	5,403,998	279,707	0	65,681,167	1,951,897,860

(単位:円)

2 児童福祉

(1) 児童相談

児童相談については、原則としてこども相談課(児童相談所)が対応しているが、福祉事務所(福祉調整課、保護課)も要保護児童及び児童虐待通告の受付機関であること、並びに児童福祉施設のうち助産施設及び母子生活支援施設(母子寮)への入所措置権限があることから、その限りにおいて児童相談に対応している。

3 母子(父子・寡婦)福祉

(1) 母子(父子・寡婦)相談

母子及び父子世帯並びに寡婦に対して、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るための母子 (父子・寡婦)福祉資金の貸付と生活の安定と向上を図るため生活一般等の相談・指導を行っている。

平成30年度から令和4年度までの相談件数は、下表のとおりである。なお、平成26年度から 従来の母子家庭及び寡婦に加え、父子家庭も対象となっている。

母子(父子・寡婦)福祉相談状況(各年度の総数)相談内容

内1 (文	、ナ・寿婦)倫性性談仏の	、「甘中皮	V ノ がい 女又 ノ 1	日畝四谷			
		年度	3 0	元	2	3	4
	住	宅	5	5	1	3	4
	医療 • 健	康	23	17	0	2	1
生	家 庭 紛	争	4	2	1	0	1
活	就	労	39	53	53	21	25
	結	婚	0	0	0	0	0
_	養育	費	1	3	3	0	0
般	借	金	9	4	4	1	0
	その	他	8	6	6	2	0
	小	計	89	90	68	29	31
	養	育	7	88	23	3	0
児	教	育	10	6	0	13	0
yŭ	非	行	1	1	0	0	0
童	就	職	5	3	2	3	1
里	その	他	9	8	0	0	0
	小	計	32	106	25	19	1
	母子・父子福祉資金	仓	1,053	767	770	499	395
経生	寡婦福祉資	金	24	17	6	20	2
在 生	公 的 年	金	0	0	0	0	0
済 活	児童扶養手	当	2	3	0	1	0
支 援	生 活 保	護	3	3	0	0	0
援護	税		5	1	0	1	0
饭 弢	その	他	15	16	3	4	0
	小	計	1,102	807	779	525	397
そ	売 店 設 置 (25	条)	0	0	0	0	0
	たばこ販売 (26)	条)	0	0	0	0	0
の	母子世帯向公営住宅(27条)	0	0	0	0	0
<i>V)</i>	母子福祉施設の利	用	0	0	0	0	0
		38条)	0	1	0	0	0
他		計	0	1	0	0	0
	合	計	1,223	1,004	872	573	429
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						

(十和田市及び三沢市を含む)

(2)母子(父子・寡婦)福祉資金貸付状況

令和4年度の母子(父子)福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付状況は、下表のとおりである。なお、平成26年度から父子家庭についても貸付の対象となった。

		ŧ.	母子福	祉資金貸付状	況			父	子福和		寡婦福祉資金貸付状況							
		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計		新規分		継続分		合計
	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人	金額	人 金額		人	金額	人	金額	人	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	3	945,000	9	5,266,200	12	6,211,200	2	3,240,000	1	630,000	3	3,332,400	1	1,518,000	0	0	1	1,518,000
高校(一般)分	2	813,000	3	978,000	5	1, 791, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専修 (一般) 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専・大学(一般)分	0	0	1	405,000	1	405, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校(特別)分	0	0	1	630,000	1	630, 000	0	0	1	630,000	1	630,000	0	0	0	0	0	0
専修(特別)分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,518,000	0	0	1	1,518,000
高専・大学(特別)分	1	132,000	4	3,253,200	5	3, 385, 200	2	3,240,000	0	0	2	3,240,000	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	1	1,692,000	1	1,692,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	6	2,418,000	0	0	6	2,418,000	2	392,000	0	0	2	392,000	0	0	0	0	0	0
小・中学校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立高校分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立高校分	2	389,000	0	0	2	389,000	2	392,000	0	0	2	392,000	0	0	0	0	0	0
専修分	1	369,000	0	0	1	369,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高専分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国公立大学分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立大学分	3	1,660,000	0	0	3	1,660,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業施設分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9	3,363,000	10	6,958,200	19	10,321,200	4	3,094,400	1	630,000	5	3,724,400	1	1,518,000	0	0	1	1,518,000

(3)母子(父子・寡婦)福祉資金貸付金償還状況

令和4年度の母子(父子・寡婦)福祉資金の償還状況は、下表のとおりである。参考までに表の下段に県合計額を記載した。

母子福祉資金の償還率は、62.8%で令和3年度の63.9%より1.1ポイント減少した。また、収入未済額は、令和3年度の25,795,328円に比べ958,850円改善した。寡婦福祉資金の償還率は、100%で令和3年度の99.4%よりも0.6ポイント改善した。父子福祉資金の償還率は、96.6%で令和3年度の100%より3.4ポイント減少した。

収入未済の解消については、定期的に収納未済対策会議を開催の上、償還指導を行っている。

	調定年度		現年度					過年度					計		
種別		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率
母子	元 金	40, 974, 732	39, 445, 465	1, 529, 267	96. 3%	25, 794, 571	2, 488, 388	0	23, 306, 183	9.6%	66, 769, 303	41, 933, 853	0	24, 835, 450	62.8%
福	利 子	2,030	1, 759	271	86. 7%	757	0	0	757	-	2, 787	1, 759	0	1,028	63.1%
祉資	計	40, 976, 762	39, 447, 224	1, 529, 538	96. 3%	25, 795, 328	2, 488, 388	0	23, 306, 940	9.6%	66, 772, 090	41, 935, 612	0	24, 836, 478	62.8%
金	(県合計)	224, 388, 493	207, 220, 875	17, 167, 618	92.3%	253, 407, 231	17, 906, 423	313, 925	235, 186, 883	7.1%	477, 795, 724	225, 127, 298	313, 925	252, 354, 501	47.1%
	調定年度		現年度					過年度					計		
種別		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率
父	元 金	901, 611	871, 380	30, 231	96.6%	0	0	0	0	=	901, 611	871, 380	0	30, 231	96.6%
子福	利 子	0	0	0	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	_
祉資	計	901, 611	871, 380	30, 231	96.6%	0	0	0	0	I	901, 611	871, 380	0	30, 231	96.6%
金	(県合計)	3, 705, 696	3, 549, 190	156, 506	95.8%	4, 742, 491	128, 837	450, 872	4, 162, 782	2.7%	8, 448, 187	3, 678, 027	450, 872	4, 319, 288	43.5%
	調定年度		現年度					過年度					計		
種別		調定額	収入済額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	償還率
寡	元 金	787, 620	787, 620	0	100.0%	0	0	0	0	-	787, 620	787, 620	0	0	100.0%
婦福	利 子	0	0	0	-	0	0	0	0	=.	0	0	0	0	-
祉資	計	787, 620	787, 620	0	100.0%	0	0	0	0	-	787, 620	787, 620	0	0	100.0%
金	(県合計)	3, 018, 270	2, 829, 847	188, 423	93.8%	184, 044	72, 545	0	111, 499	39.4%	3, 202, 314	2, 902, 392	0	299, 922	90.6%

4 女性相談及び配偶者からの暴力相談関係

当福祉こども総室では、「売春防止法」に基づき、要保護女子の保護更生のための助言・指導を行うとともに、様々な問題を抱える女性の相談に応じている。

また、平成 13 年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成 26 年 1 月 から「配偶者からの暴力の防止及び保護等に関する法律」に改められる)が施行されたことに伴い、平成 14 年 4 月から当福祉こども総室も「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけられ、配偶者からの暴力被害者の相談に応じ、被害者に対し、情報提供、助言、支援等を行っている。

相談、支援等については、福祉調整課職員と婦人相談員1名が対応している。

令和4年度の女性相談の相談者数は26人で、延件数は48件となっている。

また、配偶者からの暴力に関する相談については、相談者数は 20 人、延件数は 39 件で、すべて女性 からの相談となっている。

また、ストーカー被害者に関する相談については、0件となっている。

(1) 女性相談受付状況

①相談件数

		来所に。	よる相談	談		電話	相談			
			(再	掲)			(再掲)			
年度			来所指示等	の相談 外国人から	巡回相談 出張相談 による相談		夜間相談 (17 時以降 の電話相 談)	メール	その他	合計
	実人員(人)	2				8				10
30	相談延べ件数 (件)	4				17				21
	実人員(人)	6	1			3				9
R 元	相談延べ件数 (件)	22	1			5				27
	実人員(人)	5				7				12
2	相談延べ件数 (件)	16				9				25
	実人員(人)	7	1		1	3				11
3	相談延べ件数 (件)	10	3		5	11				26
	実人員(人)	19			1	6				26
4	相談延べ件数 (件)	23			1	24				48

②相談経路 (実人員)

年	区		本	警	法	他の	他の	福	他	社	医	教	労	民	知	そ
		計	人	察	務	婦	婦	祉事	の相	会福祉	療	育	働	間シー	人縁	<i>a</i>
		н	自	関	関	相	相	務	談機	施	機	機	機	エルカ	故 関	0
度	分		身	係	係	談所	談員	所	関	設 等	関	関	関	ター	係	他
	来所・巡回等	2	2													
30	電話	8	8													
	計	10	10													
	来所・巡回等	6	3	1				1							1	
R元	電 話	3	3													
	計	9	6	1				1							1	
	来所・巡回等	5	3					1	1							
2	電 話	7	5						2							
	計	12	8					1	3							
	来所・巡回等	8	1				1		5							
3	電話	3	2						1							
	計	11	3				1		6							
	来所・巡回等	20	12			1			5			1			1	
4	電 話	6	3			1						·			2	
	計	26	15			2			5			1			3	

③主 訴(実人員)

平成 22 年度から、人間関係の内容に「交際相手」が設けられ、更に、平成 24 年度より「男女問題」 に含まれていた「ストーカー被害」について、「男女問題」とは別に計上している。

									人	間	関	係								経	済	問	題	医	療	関	係	住	帰	不	売	Ł	*
			夫	等		-	子どす	b	¥	見力	灰	交	際相	手	そ	男	ス	家	そ	生	サ	求	そ	病	精	妊	そ	114	7113		76	モ	/•\
		夫	薬	離	そ	子	養	そ	親	そ	そ	交際	同性	そ	0)		١		_		ラ					-		_	住	純			5
		等	物			ど				の他		除相	のか		他の	女	ĺ	庭		活	_				神	娠		居		異	春	暴	
年	⇒ 1		中	婚		もか	育		の	の		手	同性の交際相手から		者	,	カ	,,_	Ø)		金		の		的	,,,,,	の		先	,k#-		力	条
度	計	0)	毒		0)	Ġ		の		親族	の	から	手か	の	から	問	1	不	-	困	•					出		問	な	性	強	団	違
1X		暴	·	問		の	困		暴	0)		の	360		0	13	被	'			借				問				15	交		関	连
		力	酒乱	題	他	暴力	難	他	力	暴力	他	暴力	の暴力	他	暴力	題	害	和	他	窮	金	職	他	気	題	産	他	題	し	遊	要	係	反
		//	ПL	/EE	III.	//	天比	III.	//	//	E	//	//	III.															-		$\vdash\vdash$		
30	10	1		1		1			1	1		2				1		2															
R元	9	4		1								1					1	2															
	Ü	_		_								_					_	<u> </u>													\vdash		
2	12	8		2										1									1										
3	11	7		2	1									1																			
J	11	Ľ			1																										$\vdash\vdash$		
4	26	20		1				1		1				2					1														

※売春防止法 5 条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6 月以下の懲役又は 1 万円(2 万円) 以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方になるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方になるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

④相談処理状況 (実人員)

	区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結	家庭へ移送	福祉事務所へ移送	婦人相談所・婦人相談員へ移	他府県の婦人相談所へ移	その他の関係機関・施設へ移	助言・指導のみ	その他	合計
	30									9	1	10
年	R元						1			6	2	9
	2						1			7	4	12
度	3									6	5	11
	4						1			11	14	26

(2) 配偶者からの暴力に関する相談

①相談件数

平成 26 年 1 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、平成 26 年 1 月から、新たに「生活の本拠を共にする(した)」の項目が追加された。 (延べ件数)

□ //	4 但 川 〇 4	U/C0								(進べ	一致り
		合 計			合 計						
年度								加害者と	この関係		
度			女 性	男 性		Ī	配偶者	<u> </u>	離婚済	生活の本拠を	共にする(した)
						届出有	届出なし	届出有無不明	円世外日 1月	交際相手	元交際相手
	来 所	1	1		1					1	
0.0	電話	7	7		7	1				6	
30	その他										
	合 計	8	8		8	1				7	
	来 所	4	4		4	2	1				1
n -	電話	7	7		7	4	2				1
R元	その他										
	合 計	11	11		11	6	3				2
	来 所	9	9		9	7					2
2	電話	12	12		12	12					
	その他										
	合 計	21	21		21	19					2
	来 所	10	10		10	7	2				1
3	電話	13	11	2	13	10	2				1
э	その他	5	5		5	5					
	合 計	28	26	2	28	22	4				2
	来 所	26	26		26	26					
4	電話	9	9		9	9					
	その他	4	4		4	4					
	合 計	39	39		39	39					

②保護命令に係る裁判所への書面提出件数

年 度	合 計	女 性	男 性
30	0	0	0
R元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0

③第6条による通報を受けた件数

年 度	合 計	女 性	男 性
30	0	0	0
R元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る)を 受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通 報するよう努めなければならない。

④交際相手からの暴力に関する件数

左 曲				
年 度	合 計	女 性	男 性	通報
30	0	0	0	0
R元	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
4	0	0	0	0

^{※「}女性」「男性」欄は、「① 相談件数」に該当しない交際相手からの暴力に関する 相談件数を計上。 ※「通報」の欄は、③の第6条による通報を受けた件数に該当しない通報件数を計上。

(3) ストーカー行為等に関する相談

①相談件数 (延べ人数)

<u>5/10 by 11 88</u>		(進一八級)
合 計		
	女性	男性
0	0	0